

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 2月28日

新潟県議会議長 小 川 和 雄

新潟県議会規程第2号

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程

新潟県議会事務局組織規程（昭和48年新潟県議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総 務 課 (1) (略) (2) <u>政務活動費</u> に関する事項 (3) ～(19) (略) 議事調査課 (略)	(分掌事務) 第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総 務 課 (1) (略) (2) <u>政務調査費</u> に関する事項 (3) ～(19) (略) 議事調査課 (略)

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。